



# 栃木県公報

平成 29 年  
3 月 3 日(金)  
第2864号

## 目 次

<b>規 則</b>	
○職員住宅管理規則の一部改正	147
<b>告 示</b>	
○救急医療機関の指定の取消し	148
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	148
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定	148
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更	149
○土地改良区定款変更の認可	149
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧	150
○土地改良区合併の認可	150
○都市計画事業計画の変更認可	150
○建築基準法による道路の指定	151
<b>公 告</b>	
○平成29年度前期技能検定試験の実施	152
○平成29年度随時技能検定試験の実施	155
○開発行為の工事完了	156
<b>人事委員会</b>	
○職員の給料等の支給に関する規則の一部改正	157
○住居手当の支給に関する規則の一部改正	158
<b>宇都宮市街地開発組合</b>	
○第226回宇都宮市街地開発組合議会定例会の招集	158

## 規 則

### 栃木県規則第一号

職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三日

栃木県知事 福田 富一

#### 職員住宅管理規則の一部を改正する規則

職員住宅管理規則（昭和四十一年栃木県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 職員 次に掲げる者をいう。

ア 県に常時勤務する一般職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職をいう。）の職員（同法第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者及び同法第五十五条の二第一項ただし書の規定により任命権者の許可を受けて登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する者を含み、臨時的に任用される職員を除く。）

イ 県に勤務する非常勤の職員（報酬が月額で定められている者に限る。）

第二十条中「五年」を「十年」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(職責業務課)

# 告 示

## 栃木県告示第82号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により、救急病院でなくなったことを告示する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地
石橋総合病院	下野市石橋628

(医療政策課)

## 栃木県告示第83号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

### 1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
医療法人青木眼科医院	栃木市菌部町2-1-4	医療法人青木眼科医院	平成27年1月1日
吉沢眼科医院	鹿沼市下田町2-1400-1	医療法人清仁会	平成27年1月1日
医療法人柳川小児科医院	佐野市赤坂町186	医療法人柳川小児科医院	平成28年6月1日
医療法人川上内科クリニック	真岡市下高間木1-13-6	医療法人川上内科クリニック	平成29年1月12日
関根クリニック	高根沢町光陽台5-7-3	関根 豊	平成29年1月30日
小平小児科クリニック	足利市助戸1-710	小平 廣治	平成29年2月1日

### 2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
ウイズ薬局	足利市借宿町609-14	有限会社マスヤマメディカル	平成29年1月1日
カワチ薬局真岡西店	真岡市上高間木3-2-1	株式会社カワチ薬品	平成29年1月1日
有限会社山中薬局	栃木市西方町金崎317-1	有限会社山中薬局	平成29年1月6日

## 栃木県告示第84号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

### 1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
-----	-------	---------	-----------

いかるぎ町内科クリニック	足利市鷗木町3-1	中野 哲宏	平成28年12月1日
ほり眼科クリニック	宇都宮市岩曾町841	堀 秀行	平成29年1月1日
関澤内科クリニック	市貝町大字文谷333	関澤 大輔	平成29年1月1日
医療法人加賀屋山田歯科	小山市駅東通り1-33-13	医療法人加賀屋	平成29年1月11日
医療法人都賀中央医院	栃木市都賀町家中2195	医療法人都賀中央医院	平成29年1月27日
永澤医院	宇都宮市野沢町233-3	永澤 康溥	平成29年2月2日
いちえ眼科クリニック	宇都宮市野沢町59-1	永澤 一恵	平成29年2月7日

## 2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
ウイズ薬局	足利市借宿町609-14	有限会社マスヤマメディカル	平成29年1月1日
カワチ薬局真岡西店	真岡市上高間木3-2-1	株式会社カワチ薬品	平成29年1月1日
ふれあい薬局	佐野市赤見町1137	エムシー関東株式会社	平成29年2月1日

## 3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
はなまる訪問看護リハビリステーション	宇都宮市駒生町832-29レジデンス中村105号	株式会社日翔テクノ	平成29年1月1日
訪問看護ステーションデューン宇都宮	宇都宮市元今泉4-8-21U・Iビル301号室	株式会社N・フィールド	平成29年1月1日

## 栃木県告示第85号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福田 富 一

## 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
医療法人社団聖医会池永腎内科クリニック (池永腎内科クリニック)	大田原市町島200-8	医療法人社団聖医会	平成29年1月1日
医療法人社団なかつほクリニック	栃木市箱森町36-2 (栃木市箱森町34-17)	医療法人社団なかつほクリニック	平成29年2月10日

※表中の（ ）内は変更前のもの

(健康増進課)

## 栃木県告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
壬 生 町 土 地 改 良 区	平成29年2月20日
鬼 怒 川 右 岸 土 地 改 良 区	平成29年2月22日

栃木県告示第87号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成29年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 出 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
壬生町土地改良区	壬生町地区土地改良（維持管理）事業	平成29年3月6日から 同年4月3日まで	平成29年4月18日	下都賀農業振興事務所

栃木県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 認可年月日  
平成29年2月22日
- 2 合併後存続し、及び定款を変更する土地改良区の名称  
鬼怒川右岸土地改良区
- 3 合併により解散する土地改良区の名称  
五斗内土地改良区

(農地整備課)

栃木県告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により平成10年栃木県告示第709号市貝都市計画下水道事業市貝町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
市貝町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
市貝都市計画下水道事業市貝町公共下水道

3 事業施行期間  
平成10年12月1日～平成36年3月31日

4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
なし

(都市整備課)

栃木県告示第90号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第4号の規定による道路	真岡市大字中郷字大道西198-6、198-7、198-11、198-12、199-6、199-7、220-5、270-4、273-1、273-2、274-1、274-2、275、276-2、276-5、277-1、295-3、296-1、198-12地先、227-3地先、228-3地先、268-2地先、269-3地先、273-2地先、275地先、295-3地先の各一部、198-4、198-5、199-4、220-3、223-5、223-8、227-3、228-3、231-3、232-3、232-4、233-2、261-3、261-4、261-5、261-6、261-7、263-3、263-4、268-2、269-3、270-5、277-2、295-2、296-3、198-5地先、223-8地先、228-3地先、233-2地先、大字熊倉町字タケ内908-37、910-1、910-3、910-5、911-8、911-9、912-2、913-1、913-3、913-5、913-6、913-7、913-10、916-1、907-2地先、912-9地先の各一部、907-2、908-22、909-5、910-4、911-3、911-4、912-7、912-8、912-9、913-2、914-2、915-2、916-2、909-5地先、910-1地先	延長375.00m 幅員10.00m ～18.00m	平成29年 2月21日	真岡 土木事務所
	真岡市大字中郷字大道西273-1、273-2、274-1、274-2、272-1地先、273-1地先の各一部	延長62.00m 幅員20.00m	平成29年 2月21日	真岡 土木事務所
	真岡市大字中郷字大道西289の一部	延長9.00m 幅員10.50m	平成29年 2月21日	真岡 土木事務所
	真岡市大字中郷字大道西221-1、221-2、272-1、221-1地先、221-4地先の各一部、221-3、221-4、大字熊倉町字タケ内918、919、918地先の各一部	延長96.00m 幅員10.50m	平成29年 2月21日	真岡 土木事務所

真岡市大字熊倉町字タケ内920-1、921、930の各一部	延長24.00m 幅員10.50m	平成29年 2月21日	真 岡 土木事務所
真岡市大字中郷字大道西288、289の各一部	延長36.00m 幅員6.50m	平成29年 2月21日	真 岡 土木事務所
真岡市大字熊倉町字タケ内921、929-1、930の各一部	延長16.00m 幅員6.00m	平成29年 2月21日	真 岡 土木事務所

(建築課)

## 公 告

### ○平成29年度前期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成29年度前期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 実施する検定職種及び等級

##### (1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、銅製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

##### (2) 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及びブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

##### (3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール作作業）

##### (4) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については1級及び2級に区分し、1の(2)については3級とし、1の(3)については等級に区分しない単一等級で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

#### 2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

##### (1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに17,900円

(ただし、別に知事が指定する者にあつては、11,900円とする。)

イ 実施期日

3級については平成29年6月5日(月)から同年8月13日(日)までの間において、1級、2級及び単一等級については平成29年6月5日(月)から同年9月10日(日)までの間において、それぞれ栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ平成29年5月29日(月)に栃木県職業能力開発協会にて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 ( 作 業 )	実 施 期 日
3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)及びブロック建築(コンクリートブロック工事作業)	平成29年 7月16日(日)
1、2級 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、光学機器製造(光学ガラス研磨作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)及び塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)	平成29年 8月20日(日)
1、2級 機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、銅製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)	平成29年 8月27日(日)
1、2級 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、放電加工(数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業)、石材施工(石張り作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(表具作業及び壁装作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)及びフラワー装	平成29年 9月3日(日)

飾（フラワー装飾作業） 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事業）	
--	--

## ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

## 3 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

電話 028-643-7002

## (3) 受付期間

平成29年4月3日（月）から同月14日（金）まで

## (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、角2の返信用封筒（宛先を記入し120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

## 4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（2の(1)アの額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

## 5 合格者の発表等

## (1) 技能検定合格者の発表

ア 合格発表日

3級 平成29年8月25日（金）

1、2級及び単一等級 平成29年9月29日（金）

イ 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、3級は平成29年8月25日（金）付け、1、2級及び単一等級は同年9月29日（金）付け栃木県公報で公示し、栃木県庁屋外掲示場に掲示するとともに、合格者に対し通知する。なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

## (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が、3級は平成29年8月25日（金）付け、1、2級及び単一等級は同年9月29日（金）付けで合格者に対し通知する。

## (3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。



また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

- (4) 栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）に基づき、合格発表の日から1か月間、試験の得点を開示する。希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること（受検者本人に限る。代理人は不可）。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 労働政策課

## 6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話 028-623-3238）又は栃木県職業能力開発協会（電話 028-643-7002）に問い合わせること。

### ○平成29年度随時技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成29年度随時技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福田 富一

## 1 実施する検定職種及び等級

### (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 随時実施のうち3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

### (2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

### (3) 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

## 2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 受検手数料

検定職種ごとに17,900円とする。

#### イ 実施期日

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

#### ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

#### エ 問題の公表

あらかじめ、栃木県職業能力開発協会から受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、

公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙は、栃木県職業能力開発協会で作成する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、角2の返信用封筒(宛先を記入し120円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(17,900円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者には、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が合格者に対し書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

技能検定の合格者には、栃木県知事名の合格証書が交付される。

6 その他

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用するものである。なお、技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課(電話028-623-3238)又は栃木県職業能力開発協会(電話028-643-7002)に問い合わせること。

(労働政策課)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年3月3日

栃木県知事 福田 富一

開発区域 (工区に含まれる地域の名称)	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
河内郡上三川町大字上蒲生字十三塚2291番5	河内郡上三川町しらさぎ一丁目25番地5 グリーンステージII206号室	大出 一裕 大出 詩織
河内郡上三川町大字上蒲生字地蔵堂1423番8	大田市美原三丁目3365番地59 フロールA棟201号	見目 浩司
真岡市中995番2	真岡市東郷5番地1市営東郷団地831号	柳田 政夫
真岡市西田井字榎平1686番5、1686番6	真岡市西田井1番地199	中里 駿
真岡市荒町字奉行松1180番6、1181番2、1181番6、1181番7、1181番8、1181番11、1181番12、1181番13、1180番6地先	東京都品川区大崎一丁目11番2号 大分県大分市三川新町一丁目1番45号	株式会社ローソン 株式会社ジョイフル
下野市薬師寺字館ノ前2307番1	下野市緑三丁目18番地3	世取山 大輔
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美69番5、69番42	下都賀郡壬生町大字壬生丁69番地5	大越 俊則
下都賀郡野木町大字野渡字中沖260番2	茨城県古河市諸川2033番地2 R U R A L105号	粕川 見悠

(都市計画課)

### 人事委員会

#### 栃木県人事委員会規則第二号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

#### 職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

（行政職給料表の九級の職員に相当する職員）

第九条の二 条例第十条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

（行政職給料表の八級の職員に相当する職員）

第九条の三 条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの

二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

附則に次の二項を加える。

（平成二十八年改正条例附則第三条の規定が適用される間の読替え）

6 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における第十条第一項の適用については、同項中「条例第十一条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成

二十八八年栃木県条例第五十五号) 附則第三条の規定により読み替えられた条例第十一条第一項」とする。  
(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

7 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成二十八八年栃木県条例第五十五号) 附則第三条第三項の規定により読み替えられた条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第三号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

住居手当の支給に関する規則 (昭和四十九年栃木県人事委員会規則第二十五号) の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における第二条第二号の適用については、同号中「条例第十一条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成二十八八年栃木県条例第五十五号) 附則第三条の規定により読み替えられた条例第十一条第一項」とする。  
附則第三項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第1号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第292条において準用する同法第101条の規定により、第226回宇都宮市街地開発組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月3日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

- 1 日時 平成29年3月13日 (月) 午後3時
- 2 場所 宇都宮市昭和1丁目1番38号  
栃木県公館 中会議室